

令和7年度

水道用次亜塩素酸ナトリウム購入仕様書

仙台市水道局

本特記仕様書（以下「仕様書」という。）では、仙台市水道局（以下「局」という。）が落札候補者から購入する水道用次亜塩素酸ナトリウムの規格その他を以下に定めるものとする。なお契約締結後においては、落札候補者を受注者と読み替えることとする。

## 1 品名

水道用次亜塩素酸ナトリウム

## 2 品質及び評価方法

本仕様書に定める水道用次亜塩素酸ナトリウムは、JWWA K 120:2008-2（水道用次亜塩素酸ナトリウム）に定める「品質一級」と同等以上のものとする。

### (1) 品質

#### ① 品質-1

浄水又は浄水処理過程における水に、水道用次亜塩素酸ナトリウムを設定最大注入率で注入したとき、水に付加される物質濃度が「水道施設の技術的基準を定める省令」の別表第一に掲げている基準に適合すること。設定最大注入率は 100 mg/ℓ（有効塩素 10% 溶液に換算した値）とする。

#### ② 品質-2

製品の品質が、JWWA K 120:2008-2（水道用次亜塩素酸ナトリウム）により試験した結果、以下の品質に適合すること。

項 目	品 質
有効塩素 %	12.0 以上
外観	淡黄色の透明な液体
密度（比重）（20℃）	1.16 以下
遊離アルカリ %	2 以下
臭素酸 mg/kg	50 以下
塩素酸 mg/kg	4000 以下
塩化ナトリウム %	4.0 以下

### (2) 評価方法

JWWA K 120:2008-2（水道用次亜塩素酸ナトリウム）及び「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインについて」に基づくこと。

## 3 品質試験

- (1) 落札候補者は、局の指定する日までに上記「品質-1」に係る製品の試験成績書を提出すること。なお、製品が水道用薬品の認証登録を受けている場合は、認証登録証の写しの提出をもってこれに替えることができる。
- (2) 落札候補者は、局の指定する日までに納入製品のサンプルおよび上記「品質-2」に係る試験成績書を提出し、品質の確認を受けること。
- (3) 納入製品においては、局による抜取り検査（製品の品質確認）を適時受けるものとする。製品の品質確認のため、製品納入時にサンプルを採取する際は、落札候補者は局の指示に従いこれに協力しなければならない。また抜取り検査の結果、製品の品質に不良品が認められた場合は、落札候補者の責においてこれを補償し、品質に疑義が生じた場合は、局と落札候補者の間で協議することとする。

#### 4 契約方法及び契約期間

- (1) 契約方法は1 kg 当たりの単価契約とする。
- (2) 契約期間は契約の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

#### 5 納入計画書の提出について

落札候補者は、次に掲げる事項を製品の納入計画書として作成し、局の承認を得なければならない。

- (1) 納入に関する取扱責任者及び管理体制表
- (2) 緊急時の連絡体制表（製造業者や運送業者なども含む）
- (3) 安全データシート（SDS）
- (4) 計量法第 23 条及び第 118 条の規定に従って検査を行った計量器検査成績書（検定合格証明書等、2 年以内に発行されたものに限る）の写し及び計量法第 107 条による計量証明事業登録証の写し

#### 6 納入

- (1) 納入に際しては、局から落札候補者に対し納入月日、納入数量を連絡することとする。
- (2) 納入時間の指定

製品の納入に関しては、以下に指定する時間を受入開始時間とすることを基本とする。なお、局からの指示又は落札候補者からの提案により、変更できるものとする。

納入場所	茂庭浄水場	上追沢沈砂池	国見浄水場	中原浄水場	福岡浄水場	その他施設
受入開始時間	9 : 00	9 : 30	9 : 30	9 : 00	9 : 00	都度指示

- (3) 納入場所周辺の道路は、通勤通学路のため大型車両等の車両通行が時間規制されている道路※もあり、製品を納入する際は、歩行者や軽車両等の通行に注意するほか、道路交通法の規制にしたがい安全運転に努めること。

※ 国見浄水場の入口付近の道路は、7時から9時まで大型車両の通行規制あり。また福岡取水場付近の道路は、道幅が狭く大型車両の通行が不可である。

- (4) 落札候補者が納入場所において製品を納入する際は、指定された形態（ローリー車又は 20kg 入り缶）により納入すること。
- (5) 納入品は、上記「(1)品質」に適合した製品であること。
- (6) 納入時には製品の試験成績書（上記「品質-2」）を提出すること。また試験成績書には以下の事項を記載すること。
  - ① 製品名：製品の名称
  - ② 試験年月日：品質試験の実施日（試験期間）
  - ③ 試験機関：品質試験を実施した機関名
  - ④ 試験結果：上記「品質-2」に示す品質項目についての試験結果
  - ⑤ 製造工場：製品を製造した業者と工場名
  - ⑥ 納入年月日：製品の納入日
  - ⑦ 備考：供試品の Lot. No、試験方法など

- (7) 製品を納入する際は、必ず局の立会いのうえ作業前及び終了後の確認を受けること。
- (8) 仕入先又は製造工場から局が指定する納入場所までの運搬費等、製品を納入までに要する費用は、全て落札候補者の負担とする。
- (9) 製品を納入する際は、計量証明書を提出すること。またこれに要する費用は、全て落札候補者の負担とする。
- (10) 落札候補者は、工場出荷後すみやかに納入場所に納入するものとし、また納入まで製品を適切に管理するものとする。

## 7 納入場所

### (1) 大型タンクローリー

- |         |                   |             |
|---------|-------------------|-------------|
| ① 茂庭浄水場 | 仙台市太白区茂庭字上ノ原山 128 | 電話 281-2211 |
| ② 滝原浄水場 | (茂庭浄水場に納入)        |             |
| ③ 野尻浄水場 | (茂庭浄水場に納入)        |             |
| ④ 国見浄水場 | 仙台市青葉区国見六丁目 51-1  | 電話 234-4236 |
| ⑤ 中原浄水場 | 仙台市青葉区芋沢字中原 24    | 電話 394-2507 |
| ⑥ 福岡浄水場 | 仙台市泉区福岡字台 103-2   | 電話 379-3633 |

### (2) 小型タンクローリー

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| ① 上追沢沈砂池   | 柴田郡川崎町大字支倉字上赤沢山 2-2  |
| ② 太白配水所    | 仙台市太白区茂庭字馬越石 20-5    |
| ③ 大倉配水所    | (太白配水所に納入)           |
| ④ 芋峠配水所    | (太白配水所に納入)           |
| ⑤ 芋沢配水所    | 仙台市青葉区芋沢字横向山 32-1    |
| ⑥ 坪沼配水所    | 仙台市太白区坪沼字北ノ中 53-1    |
| ⑦ 錦ヶ丘配水所   | 仙台市青葉区錦ヶ丘 9 丁目 29-5  |
| ⑧ 湯元送水ポンプ場 | 仙台市太白区秋保町湯元字釜土南 13-6 |
| ⑨ 南中山配水所   | 仙台市泉区南中山 5 丁目 4-13   |
| ⑩ 高森配水所    | 仙台市泉区明通 1 丁目 201-21  |
| ⑪ 紫山配水所    | 仙台市泉区紫山 5 丁目 90      |
| ⑫ 松陵配水所    | 仙台市泉区松陵 3 丁目 60      |
| ⑬ 旗杵送水ポンプ場 | (太白配水所に納入)           |
| ⑭ 石神配水ポンプ場 | (太白配水所に納入)           |
| ⑮ 朴沢配水ポンプ場 | (太白配水所に納入)           |
| ⑯ 堂所送水ポンプ場 | (太白配水所に納入)           |

### (3) 20kg 入り缶

- |          |                        |             |
|----------|------------------------|-------------|
| ① 作並浄水場  | 仙台市青葉区作並字岳山 133 い 1 林班 | 電話 391-4211 |
| ② 熊ヶ根浄水場 | 仙台市青葉区大倉字下窪 3-1        | 電話 391-2301 |

8 納入予定数量

(1) 大型タンクローリー

(単位：kg)

場所 月	茂庭 浄水場	滝原浄水場 野尻浄水場	国見 浄水場	中原 浄水場	福岡 浄水場
4月	40,000	(茂庭浄水場に納入)	20,000	5,000	8,000
5月	40,000		30,000	5,000	16,000
6月	40,000		20,000	5,000	8,000
7月	70,000		30,000	10,000	16,000
8月	60,000		30,000	10,000	8,000
9月	50,000		30,000	10,000	16,000
10月	50,000		20,000	5,000	8,000
11月	40,000		20,000	10,000	16,000
12月	40,000		30,000	5,000	8,000
1月	40,000		20,000	10,000	8,000
2月	30,000		20,000	10,000	8,000
3月	30,000		11,000	10,000	13,000
計	530,000	360	281,000	95,000	133,000
合計	1,039,360				

(2) 小型タンクローリー

(単位：kg)

場所 月	上追沢 沈砂池	太白 配水所	大倉 配水所	芋峠 配水所	芋沢 配水所	坪沼 配水所	錦ヶ丘 配水所	湯元送水 ポンプ場
4月	異 臭 味 発 生 時	2,800	(太白配水所に納入)	(太白配水所に納入)	700	210	180	非 常 時
5月		2,900			660	210	270	
6月		3,200			720	220	290	
7月		3,600			730	230	360	
8月		3,400			790	330	390	
9月		3,400			750	240	350	
10月		3,100			890	240	370	
11月		2,300			810	250	370	
12月		2,700			720	210	310	
1月		2,500			540	180	250	
2月		2,200			710	140	200	
3月		3,200			560	170	230	
計	65,000	35,300	80	150	8,580	2,630	3,570	2,000
合計	128,740 (次項の表の合計含む)							

(単位 : kg)

場所 月	南中山 配水所	高 森 配水所	紫 山 配水所	松 陵 配水所	旗杵送水 ポンプ場	石神配水 ポンプ場	朴沢配水 ポンプ場	堂所送水 ポンプ場
4月	600	10	200	0	(太白配水所に納入)	(太白配水所に納入)	(太白配水所に納入)	(太白配水所に納入)
5月	630	30	200	0				
6月	560	40	210	0				
7月	600	120	260	0				
8月	710	150	510	0				
9月	580	160	430	0				
10月	750	140	430	0				
11月	650	140	240	0				
12月	630	30	210	0				
1月	570	20	160	0				
2月	520	0	140	0				
3月	460	0	120	0				
計	7,260	840	3,110	0				
合 計	(合計は前項の表に記載)							

## (3) 20kg 入り缶

(単位 : kg)

場所 月	作 並 浄水場	熊ヶ根 浄水場
4月	100	0
5月	100	100
6月	240	100
7月	200	100
8月	200	100
9月	200	100
10月	200	100
11月	200	100
12月	200	100
1月	100	100
2月	100	100
3月	100	80
計	1,940	1,080
合 計	3,020	

## 9 支払い

支払いは、納入された数量を毎月末に集計し、契約単価により翌月以降精算するものとし、支払期限は、局が請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## 10 その他

- (1) ゴールデンウィーク・お盆・年末年始等の長期休業における体制については、事前に別途連絡体制表を提出すること。
- (2) 本仕様書に定めていない事項については、契約書と局の指示による。

以 上